２　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした共済事業実施組合が法第十一条の十五各号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる取引又は行為をすることについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第十条　法第百五条第一項において読み替えて準用する法第十一条の十五第一号の農林水産省令で定める取引は、当該連合会が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該連合会に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の利用者等との間の取引等）

第十一条　法第百五条第一項において読み替えて準用する法第十一条の十五第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　何らの名義によってするかを問わず法第百五条第一項において読み替えて準用する法第十一条の十五の規定による禁止を免れる取引又は行為

（共済規程の記載事項）

第十二条　法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施方法に関する事項

イ～チ　（略）

リ　契約者割戻し（法第十五条の二十第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項

ヌ・ル　（略）

ヲ　特別勘定（法第十五条の二十二第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ワ　（略）

二　（略）

三　共済掛金及び責任準備金（法第十五条の十七（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の額の算出方法に関する事項

イ～ト　（略）

２　（略）

（共済規程の変更の認可を要しない事項）

第十三条　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

２　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした共済事業実施組合が法第十一条の十二各号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に掲げる取引又は行為をすることについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第十条　法第百条の八第一項において読み替えて準用する法第十一条の十二第一号の農林水産省令で定める取引は、当該連合会が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該連合会に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の利用者等との間の取引等）

第十一条　法第百条の八第一項において読み替えて準用する法第十一条の十二第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　何らの名義によってするかを問わず法第百条の八第一項において読み替えて準用する法第十一条の十二の規定による禁止を免れる取引又は行為

（共済規程の記載事項）

第十二条　法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施方法に関する事項

イ～チ　（略）

リ　契約者割戻し（法第十五条の十三第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項

ヌ・ル　（略）

ヲ　特別勘定（法第十五条の十五第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ワ　（略）

二　（略）

三　共済掛金及び責任準備金（法第十五条の十（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の額の算出方法に関する事項

イ～ト　（略）

２　（略）

（共済規程の変更の認可を要しない事項）

第十三条　法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。